

平成26年度教育委員会定例会会議録

【日時】 平成27年1月27日（火）

【開会】 14時00分

【閉会】 15時35分

【場所】 教育文化会館 第6会議室

【出席委員】

委員長 峪 正人

委員 高橋 陽子

委員 濱谷 由美子

委員 吉崎 静夫

委員 中本 賢

教育長 渡邊 直美

【出席職員】

総務部長 原田

総務部担当部長 小田嶋

教育環境整備推進室長 丹野

職員部長 高梨

学校教育部長 芹澤

中学校給食推進室長 望月

生涯学習部長 渡部

庶務課長 小椋

企画課長 野本

庶務課担当課長 田中

指導課長 渡辺

指導課担当課長 上杉

企画課担当課長 岡野

教育環境整備推進室担当課長 鈴木

担当係長 外山

書記 今村

【署名人】

委員 高橋 陽子

委員 中本 賢

1 開会宣言

【峪委員長】

ただいまから教育委員会定例会を開会いたします。

2 開催時間

【峪委員長】

本日の会期は、14時00分から16時00分までといたします。

3 傍聴（傍聴者 27名）

【峪委員長】

本日は傍聴の申し出がございますので、川崎市教育委員会会議規則第13条により、許可することに異議はございませんでしょうか。また、川崎市教育委員会傍聴人規則第2条により本日の傍聴人の定員を20名程度とし、先着順としてよいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

異議なしとして傍聴を許可します。

また、新聞社より写真撮影をしたいとの申し出がございますが、川崎市教育委員会傍聴人規則第4条により、ただいまから議事事項に入るまでの間に限り、写真撮影を許可してもよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

それでは、そのように決定いたします。

4 非公開案件

【峪委員長】

本日の日程は配布のとおりでございますが、次の案件につきましては、これから申し上げます理由により、非公開の案件かと思っておりますので、お諮りいたします。

報告事項 No. 4 は、特定の個人が識別されうる氏名等の内容が含まれており、公開することにより個人のプライバシーを侵害する恐れがあるため、

報告事項 No. 5 及び議案第 6 5 号は、議会の報告及び議決案件で、これから議会に提案する案件であり、意思決定過程にあるもので、公開することにより、公正又は適正な意思決定に支障を生ずる恐れがあるため、

これらの案件を非公開とすることでよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

それでは、そのように決定いたします。

5 署名人

【峪委員長】

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則第 1 5 条」により、高橋委員と中本委員をお願いいたします。

【峪委員長】

本日の日程はお配りいたしましたとおりでございますが、請願審議につきまして、陳述者もいらっしゃっておりますので、議事の順番を入れ替えさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

6 請願審議

請願第11号 8月30日(土)臨時教育委員会議に提出しました請願第8号「平成27年度使用高等学校教科用図書について現場の意向を撤回するよう求めた具体的な根拠を明らかにすることを求める請願」についての誠実な審議を求める請願について

【峪委員長】

まず、請願者の方が陳述を希望されていますので、ここでお願いしたいと思います。ただいまから10分程度でお願いいたします。それではどうぞ。

【請願者】

昨年8月30日に臨時教育委員会が開かれ、私は高校生の子を持つ親として、高校の教科書採択についての請願の意見陳述をしました。その後、請願に対して当然審議が行われると思っていましたが、教育委員会は「実教出版302日本史A」を希望した高校に対して、その教科書以外の教科書を選択させ、新しく選択させた教科書の採択決定を先にしてしまいました。私の請願は8月17日の審議に関するものでしたので、請願がまったく無視されたこととなります。すでに、再請願して4ヶ月以上経過しています。「実教出版302日本史A」は、教科書検定を合格し現在も使用されているものであり、現場の先生が生徒のために、よかれと選んだ教科書です。8月17日に、現場の先生方の意思として補足意見が出ていたにもかかわらず、それが審議委員会でも、教育委員会でも議論されず、公表もされなかったと聞いています。教育委員会に教科書の採択権があるとしても、現場の声や保護者の声を踏みにじる暴挙に驚き、大変失望しております。選定審議会で出された「さまざまな方面から議論をよんでいる」という具体的な中身と、その中身に関する教育委員会の考え方を伺いたいと思います。「実教出版302日本史A」が、川崎の生徒が学習する教科書としてふさわしくないと判断されたわけですが、具体的にどこがふさわしくないのか、明らかにしてください。特定の教科書のみを採択から排除したことについて、市民にわからない状態が依然として続いています。教育委員会が明らかにする意思があるのであれば、私の請願に回答をいただくのは、事実上可能なことだと思うのです。以上です。

【峪委員長】

ありがとうございました。以上で陳述を終了します。

陳述については、本請願の審議に際しての参考にさせていただきたいと思います。それでは、傍聴席へお戻りください。

それでは次に、事務局からの説明をお願いします。

【指導課長】

請願第11号 8月30日(土)臨時教育委員会議に提出しました請願第8号「平成27

年度使用高等学校教科用図書について現場の意向を撤回するように求めた具体的な根拠を明らかにすることを求める請願」についての誠実な審議を求める請願につきまして御説明させていただきます。

はじめに、請願第8号につきましては、平成26年8月30日土曜日に開催されました教育委員会臨時会におきまして、同日の議事日程にありました議案第44号「平成27年度使用高等学校教科用図書の採択について」と関連する内容であることから、他の関連する請願第7号、請願第9号、請願第10号とともに、一括して審議されたところでございます。

次に、請願第8号の請願項目の1.「教科書検定を通っている教科書について、特定の教科書を拒否することは行政が教育内容に介入することにはならないでしょうか。」についてでございますが、会議の中で、国の教科書検定と教育委員会が行っている教科用図書採択の違いについて議論いただいております。

次に、請願項目2.「7月22日に出された審議会補足意見の中で「様々な方面から議論を呼んでいる。」とされている具体的な中身についてどのように把握され、教育委員会はそれに対してどう判断されているのかを明らかにしてください。」についてでございますが、「実教出版302 高校日本史A」では、「国旗・国歌法をめぐっては日の丸・君が代がアジアに対する侵略戦争で果たした役割とともに、思想・良心の自由、とりわけ内心の自由をどう保障するかが議論となった。政府はこの法律によって、国民に国旗掲揚・国歌斉唱などを強制するものではないことを国会審議で明らかにした。しかし一部の自治体で、公務員への強制の動きがある。」というような記述がございます。この記述につきまして、国民に国旗掲揚・国歌斉唱を強制するものではないという国会審議には触れていますが、一方で、平成23年5月に出された「国歌斉唱時の起立・斉唱等を教員に求めた職務命令が合憲である」という、最高裁判決には触れられていないという点と、「国旗・国歌を尊重する」という学習指導要領の趣旨に触れられていない点があり、このことから記述が一面的ではないか、ということから議論を呼んでいるものと認識が示されております。教科書を審議するにあたっては、この記述1つだけをもって教科書の採択の是非を考えるのではなく、川崎で学ぶ生徒にとって最も適した教科書を選ぶということ、また、本市の小学校・中学校の社会科学学習からの発展、つながりといった面から考えることが大切であることを共通理解がなされたところでございます。

次に、請願項目3「『実教出版日本史A』が教科書選択から排除した理由について、教科書の具体的な内容をもって明らかにしてください。」についてでございますが、8月17日の教育委員会臨時会において議論し、再考を求めたものでございまして、具体的な内容につきましては、8月17日及び30日の教育委員会会議録が川崎市ホームページで公開されておりますので、そちらで確認いただくことが可能となっております。

なお、参考に教科用図書採択の資料がございますので、後ほど御確認いただきたいと存じます。

説明は、以上でございます。

【峪委員長】

それでは、ご質問やご意見がございましたら、お願いいたします。

【吉崎委員】

本請願項目の請願第8号についてなんですが、これはもう一括審議の中で請願項目にも触れながら審議していたと思うんですが。またその取扱いも決定したと私は考えております。

【教育長】

今吉崎委員からお話がありましたけれども、この審議の冒頭で、議案第44号と併せてこの請願の8号他3件について、一括して審議をしましょうということが委員長から諮られまして、委員が皆了解ということで、審議が始まったというふうに思っております。従いまして、当然請願もこの中で議論されているというような理解を、皆さんしているかというふうに思います。

【濱谷委員】

そのように思います。

【教育長】

では別のところで、今請願の中でも、教科書の検定と教科書採択についての違い等についての話がありましたけれども、これについては私のほうが当日の審議の中で、教科書検定と教科書採択との性格の違いについてはお話をさせていただきましたので、それについても私は議論はされているという認識できております。

【峪委員長】

そのことについては、会議録にも公開されている周知の事実ですね。

【教育長】

今お話したことは会議録にすべて明らかになっておりますので、改めてそれをご確認いただければありがたいというふうに思います。また、請願の中で、この日本史の教科書採択について、様々具体的な説明を求められるというお話がありましたけれども、あの時6人の教育委員で議論を重ねた上で結論に導き出されているものでもありますし、その内容については、請願をお出しになられたときにはまだ会議録が公開されていなかったかと思ひまして、お分かりにならなかったかもしれませんが、現時点におきましては会議録が詳細に明らかになっておりますので、それでご確認いただくのが一番正確に伝わるのではないかと私は思います。

【峪委員長】

それでは、この請願に関する取扱いについて、ご意見はありますでしょうか。

今もお話がありましたように、一括審議の中で請願項目にも触れながら審議を行ったということでありまして、その取扱いについても決定していたかというふうに思います。

それでは、これまでの審議を踏まえまして、取扱いを決定していきたいと思えます。

まず8月30日の請願審議については、関連する議案と一括して審議し、議論しているということ。それから8月17日の議案第36号「平成27年度使用高等学校教科用図書の採択について」の審議では、教科用図書選定審議会の補足意見を受けて、川崎市立高等学校で学ぶ生徒にとって、最も適した教科書を選ぶという視点で審議し、公開の場で様々な議論をしてみられました。そして、その議論の具体的な内容については、8月17日および30日の会議録を確認していただくことが最も望ましいというふうに考えます。

従いまして、請願第11号の請願項目にあります請願第8号については、すでに教育委員会会議で審議しており、その審議結果により取扱いについても決定し、結果通知もお送りしておりますので、請願第11号について、不採択としたいと思えますが、いかがでしょうか。

【各委員】

<承認>

【峪委員長】

それでは、請願第11号につきましては不採択といたします。

請願第12号 8月30日に開催された教育委員会会議において、議事日程通りの4件の請願の採否を議決する以前に再選定の「高校教科書」が「採択」されたことは、基本的人権の一つである請願権の侵害であり、関連した高校教科書採択は無効であるので、再度の請願審議と教科書採択を求める請願について

【峪委員長】

まず、請願者の方が陳述を希望されていますので、ここでお願いしたいと思います。ただいまから10分程度でお願いいたします。それではどうぞ。

【請願者】

私は、まず、私が今陳述をする請願は今年の9月11日に提出したのですが、その間約4ヶ月が経過したことに対して、まずもって抗議をするとともに、請願法違反の扱いである

ということを最初に述べたいと思います。すなわち請願法5条は「この請願に適合する請願は、官公署においてこれを受理し、誠実に処理しなければならない」と述べているにもかかわらず、私の9月提出の請願は「誠実に処理」したものとはいえないでしょう。なぜなら、私の請願は、内容からいっても、直ちに審査しなければ意味をなさないものであり、それを4ヶ月も審査しないでおいたのは、行政の不作为と言えるものです。

また、昨年12月8日に、私が8月22日付で提出した請願第7号が「不採択になりました」との「請願の審議結果について（通知）」という文書を受け取りました。しかし、審議をしないで「不採択」というのは、まさに、私がこの請願で述べている「請願権」と「人格権」の侵害を行政が行ったということに強く抗議するものです。そして、11月にやっと公表された8月30日の教育委員会議事録に対して、私の友人がそのテープの開示を要求していますが、「議事録を作成するための補助として使用するので、公開はしていません」との委員会事務局の回答です。ところで、弁護士さんの意見ですと、速記者がいない場合はテープこそが第一次記録なので、それを開示しないということは、「議事録の改ざん」を疑われても仕方ないとのことでした。

以上、8月17日の教育委員会での高校教科書の再選定を現場に押し付け、8月30日で「採択」をしたことは、私としては、請願第7号の主張のように無効だと考えますが、それから4ヶ月の時間が経過し、行政としてはその「採択」を可としてその後の行政としての様々な報告等を行ってきている事実もあるわけですから、請願第7号の審査と同時に高校教科書の採択のやり直しは、事実上困難でしょう。本来は、やり直しをすべきだと思いますが、事実上の困難にしたのは、行政の不作为と考えざるを得ませんし、その点も改めて抗議します。

したがって私は、来年度の教科書採択に際して、教育委員会が今回のような、誰が考えても「自ら決めた採択手順」に違うやり方をしたことを反省し、改訂された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」、通称「地教行法」に対する「初等中等局長通知」にもあるように、市民・教職員などの意見を十分に反映するような採択を要求して、今回の陳述とします。

【峪委員長】

ありがとうございました。以上で陳述を終了します。

同様に陳述については、本請願の審議に際しての参考にさせていただきたいと思います。それでは、傍聴席へお戻りください。

それでは次に、事務局からの説明をお願いします。

【庶務課担当課長】

請願第12号「8月30日に開催された教育委員会会議において、議事日程通りの4件の請願の採否を議決する以前に再考を求めた「高校教科書」が「採択」されたことは、基本

的人権の一つである請願権の侵害であり、関連した高校教科書採択は無効であるので、再度の請願審議と教科書採択を求める請願」について、ご説明いたします。

はじめに、資料 1 ページをご覧ください。「請願・陳情について」でございます。本市教育委員会あての請願・陳情につきましては、川崎市教育委員会会議規則第 16 条第 2 項におきまして、「前項の規定により請願書等を受理したときは、委員長はこれを会議に付し、審議を行い、その結果を請願者等に通知しなければならない。」とされております。本請願にございます 4 件の請願（請願第 7 号から第 10 号）につきましては、受理したのち、8 月 25 日の教育委員会定例会及び 30 日の臨時会において報告を行い、意見陳述の希望の申し出があったものは、10 分程度ということで認め、取扱いについて審議することと決定し、8 月 30 日の教育委員会臨時会において、審議を行ったところでございます。

次に、「会議の順序について」でございます。会議の順序につきましては、川崎市教育委員会会議規則第 6 条において、「会議は、おおむね次の順序で行う。」とされておきまして、（1）開会、（2）前回会議録の承認、（3）報告及び説明、（4）議事、（5）その他、（6）閉会、の順番で行うこととなっており、請願・陳情の審議につきましては、（5）のその他に該当いたしまして、議事のあとに行うこととなります。本市教育委員会では、意見陳述がある場合などは、長い時間お待たせすることを避けるため、請願者・陳情者に配慮して、慣例として順序を前へ入れ替えて行っておりまして、8 月 30 日の議事日程につきましても、議案第 44 号の前に請願第 7 号から第 10 号までの請願意見陳述を先に行ったところでございます。

続きまして、一括審議についてでございますが、川崎市教育委員会会議規則第 8 条第 2 項では、「委員長が審議上必要があると認めたときは、数件を一括して議題とすることができる。」とされておきまして、委員長が審議上必要があると認めたときは、報告事項、議事事項、請願・陳情審議など関連する案件を一括して審議しております。8 月 30 日の臨時会では、審議に入る前に委員長から「請願第 7 号から第 10 号について、議案第 44 号と関連する内容であるため、一括して審議することについて」をお諮りいただき、委員の了承のもと決定をしております。審議は一括で行っておりますが、議案の採決及び請願の取扱いについては、それぞれで行うため、採決等の順番につきましては、規則による会議の順序に基づきまして、議事であります議案第 44 号、その他であります請願第 7 号から第 10 号の順で採決等を行ったところでございます。

2 ページでございますが、日本国憲法及び請願法の抜粋を添付いたしましたので、後ほどご覧いただければと存じます。

本請願に対する事務局の考えでございますが、本市教育委員会では、請願書等を受理したときは、会議に付し、審議を行うこととしており、本請願にございます請願第 7 号から第 10 号につきましても、川崎市教育委員会会議規則に基づきまして、受理後、教育委員会へ報告し、8 月 30 日に請願審議を行っております。取扱いにつきましても、審議内容を踏まえまして、「教科用図書採択は、教育委員会がその責任と権限のもと公正かつ適正に実

施したものであり、教科用図書選定審議会の補足意見を受けて、川崎市立の高等学校で学ぶ生徒にとって最も適した教科書を選ぶという視点で、審議を進め公開の場で様々な議論のもと決定したものである」と理由を述べて不採択の決定をしておりますので、請願にあります基本的人権の一つである請願権の侵害に当たるものではなく、高等学校教科用図書採択が無効となるものではないと考えます。

以上、請願第12号について、ご説明させていただきました。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

【峪委員長】

はい、ありがとうございます。それでは、ご質問やご意見がございましたら、お願いたします。

【吉崎委員】

8月30日は議案と請願を一括して審議したと思うんですが、市議会などではどうなんですか、関連する議案とこういう請願との取扱いはどういう順番で行われているんでしょうか。

【庶務課担当課長】

参考でございますが、市議会の常任委員会では、議会運営の手引書によりまして、「議案に関連した請願、陳情が提出された場合は、おおむね議案と一括して審査をするが、まず、議案を審査し、議案の結論を得たのちに、その取扱いを協議する。」とされております。

【吉崎委員】

そうすると、教育委員会のこの規則と会議の順番としては同じということよろしいんでしょうか。

【庶務課担当課長】

はい。

【高橋委員】

請願の取扱いに関して確認したいんですけども、請願第12号の中に請願法第5条「請願の誠実な処理」ということを言っているんですが、この「誠実な処理」というのはどのように捉えたらいいのか、もう一度確認させてください。

【庶務課担当課長】

請願法による請願の処理につきましては、平成23年6月8日東京高等裁判所の見解がご

ざいます。「請願とは、国又は地方公共団体の機関に対し、それぞれの職務に関わる事項について、苦情や希望を述べることから、政策決定や政策実施をする機関に対し、望ましい政策や施策の採用、実施を求める公的な提言をすることに至るまでの幅広い概念であるが、請願をしたことにより、請願者と請願を受けた官公署との間に、特別な公法上の法律関係を生じさせるものではなく、また、採否や結果の通知等を求める権利を生じさせるものではない。」また、「請願法第5条に規定する誠実処理義務は、官公署の事務処理上の行為規範に過ぎないから、官公署は、請願を受理した場合でも、請願者に対して請願処理手続上の義務を負うものではない。」とされております。

【高橋委員】

ありがとうございます。

【濱谷委員】

この教育委員会としては、今までもいろいろな請願が出てきたときにきちっと審議をしながら進めてきていると思うんですけど、今回のことに関しても、受理してきちんと請願についての審議を行ったというふうに私は思っているんですが、いかがですか。皆さんでやったんじゃないかというふうに思っているんですけども。

【教育長】

今、高等裁判所の、難しいというかちょっと固い感じの多い説明がありましたけれども、極論になるかもしれませんが、請願者と請願を受けた官公署の間に、特別な公法上の法律関係を生じるものではないというお話と、採否とか結果の通知等を求める権利を生じさせるものではないという言葉があったと思うんですが、平たく言うと、例えば請願された方に結果を伝えなくてもそれは構わないといいましょうか、それも有りという理解ですか、この高等裁判所の見解では。

【庶務課担当課長】

この判断ではそうだと思います。しかし本市の場合は、きちんと会議に付して審議をし、そして結果も通知するというようなことでございます。

【教育長】

もちろん本市の場合は、濱谷委員が言われたように、そういう意味では請願をしっかり受け止めてこれまでも審議をしてきていると思われませんが。

【庶務課担当課長】

また一方で、国会の答弁のときもございましてその一例を申し上げますと、「請願者にそ

の処理の過程や結果は告知する義務までを負わせるものではないが、個々の官公署の判断により、これらのことを知らせることを妨げるものではない。」という規定もございますので、本市の場合は審議をし会議に付しているということでございます。

【峪委員長】

それでは、この請願に関する取扱いについて、何か意見はございますか。

【中本委員】

今、事務局から説明していただいた説明は、8月30日の会議の以前にもいろいろと話を聞きました。で、それぞれを踏まえて当日の進行は行われたと確信しております。8月30日の会議も会議規則に基づいた運営がされたと思っています。

【峪委員長】

ありがとうございました。それでは、これまでの審議を踏まえ、取扱いの決定をいたします。

会議の順序や一括審議など教育委員会会議規則に基づき、当日は会議運営を行っていました。また、裁判所の見解では、「請願とは、請願をしたことにより、請願者に対し、請願の内容について審理を求め、あるいはその採否や結果の通知等を求める権利を生じさせるものではない。」とされているが、本市では、規則に基づいて、請願書を受理したときは、会議に付し、審議を行い、その結果を請願者に通知しております。「平成27年度使用高等学校教科用図書の採択」については、教育委員会がその責任と権限のもと公正かつ適正に実施したものである、というふうに捉えております。

したがって、本請願にあります基本的人権のひとつである請願権の侵害に当たるものではなく、また、請願第7号の審査及び高等学校教科用図書採択のやり直しを行う事由があるとは認められないため、請願第12号について不採択としたいと思いますが、いかがでしょうか。

【各委員】

<承認>

【峪委員長】

それでは、請願第12号につきましては不採択といたします。

7 報告事項 I

報告事項 No. 1 叙勲について

【峪委員長】

庶務課長 お願いいたします。

【庶務課長】

報告事項 No. 1 「叙勲について」御報告申し上げます。

高齢者叙勲を受けられた方が 1 名いらっしゃいまして、受章者、叙勲名等につきましてはお手元の資料のとおりでございます。

小賀先生につきましては、昭和 22 年に長崎県で教職の道を歩み始め、本市では昭和 28 年から昭和 62 年に退職されるまでの 33 年間、本市教育の充実と発展にご尽力をいただきました。特に、西御幸小学校長に任ぜられてからは、職員ひとりひとりを大切にしながら、校長としてのリーダーシップを発揮し、学校経営に取り組むとともに、小規模校ならではの特色を生かし、縦割り活動や全校遠足を取り入れる等、心豊かな児童の育成に尽力するなど、小学校教育の発展に多大な功績を残されました。その長年の教育功労に対して叙勲を受けられたものでございます。

以上でございます。

【峪委員長】

ご質問はありますか。なければ承認でよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【峪委員長】

それでは承認いたします。

報告事項 No. 2 平成 26 年第 4 回市議会定例会について

【峪委員長】

総務部長 お願いいたします。

【総務部長】

それでは報告事項 No. 2 「平成 26 年第 4 回市議会定例会について」御報告させていただきます。

きます。

今回の市議会は、11月25日から12月19日まで開催されました。

それでは、お手元の資料に基づき、御説明申し上げます。

資料の「(1)平成26年第4回市議会定例会の提出議案について」でございますが、本定例会に提出された教育委員会関係の議案はございませんでした。

続きまして、「(2)平成26年第4回市議会定例会の答弁について」でございます。

まず、「①代表質問」でございますが、12月4日・5日の2日間で行われ、全会派から質問がございました。主な内容といたしましては、中学校給食に関するもの、地域の寺子屋事業に関するもの、特別支援教育に関するもの等がございました。具体的な質問及び答弁につきましては、資料の2ページから19ページにかけまして、まとめてございますので、のちほどご覧いただきたいと存じます。

1ページにお戻りいただきまして、「②一般質問」でございます。第4回定例会におきましては、12月14日に実施されました衆議院議員選挙の影響により、議員一人当たりの持ち時間が15分間に短縮され、12月18日・19日の2日間で、11人の議員から13項目の質問をいただきました。主な内容といたしましては、学校敷地の飛び地に関するもの、入院中の子ども達への学習支援に関するもの、防災対策に関するもの、防犯カメラの設置に関するもの、地域の寺子屋事業に関するもの等でございます。具体的な質問及び答弁の内容につきましては、資料の20ページから30ページにまとめてございますので、のちほどご覧いただきたいと存じます。

なお、委員長への質問につきましては、本議会におきましてはございませんでした。

以上で、平成26年第4回市議会定例会の報告を終わらせていただきます。

【峪委員長】

はい、ありがとうございます。ご質問等がありますか。

【高橋委員】

いっぱいあるのですが、追ってでもいいので説明いただきたいと思います。追ってのお願いと、追ってでもいいので説明をいただきたいのと、大きく分けて2つあります。市議会のお時間の話も今あったので、回答時間とかの関係で回答ができないとか、なかなかこの議事録には載ってこないということも含めて、認識しているつもりなのですが、それを踏まえて言いたいと思います。まずお願いのほうなんですけれども、項目別でいろいろ議員さんが言われているので、項目別でお伝えしたいと思います。まず、少人数学級について、ということが何箇所か、6ページや15ページなどで議事録に載っているのですが、ここに関しては特に教職員の定数の配置の件などを市長答弁の中で市長がお伝えいただいているんですが、これは具体的にどのような課題があるのかというのは、追ってでもいいのでお示しいただければと思います。次に、中学校給食に関しまして8ページなどに書かれてい

るんですけれども、その中の、配膳室の整備ということが触れられています。これは以前甲府市に皆さんと一緒に視察に行ったときなどは、今後の議論の中でだと思うんですけれども、センターから配膳室に持っていった後の、人の配置とかというのも今後課題になってくるのかなと。センターだとなおさら多分、これは濱谷委員が一番お詳しいかと思うんですけど、このあたりはもしかしたら皆さん知らないことかもしれないので、定数というところも連動していますから、このあたりも今後ご検討いただきたいと思います。次に、習熟度別指導に関しまして18ページに書いてあります。比較的わかる授業というのがクローズアップされている中で、今中学校を回っていますと、「わからない」ことがわからなかった、「わからない」ということが言えるということもプラスの成長の1つなのだという現場の声もあったので、わかるだけでくってしまうのもちょっと見落としがちなところかなというところがあるので、今後習熟度のところではその観点も踏まえて検討いただきたいと思います。次に、障害児の通所支援事業についてですが、27ページ、ここは逆に、すぐにでもできるような内容ですので、情報共有を担当を超えてやらなきゃね、という話になっていて、そこはいろいろな資源が周りがあるので、早急な対応が、今後とは書いてありますが、できるのかなということをお願いしたいです。次に、国際都市川崎について、30ページですが、これは比較的、国際都市というと外国語って多言語というところの中で、これも現場を回っていると、日本語指導というのを、国際都市だからこそその課題というのがあるのかなというふうに私は現場を回っていると思います。海外から日本に来られた方たちが日本語がわからないということで、日本語指導を入れられていると思うんですけれども、ここがどうしても見落としがちなので、ここも視野に入れておいていただきたいと思います。ここまでがお願いです。

【総務部長】

今いくつかお願いをいただきまして、少人数指導・少人数学級については、新しいプランでもきちんと記述させていただいておりますので、今後ともしっかりと進めてまいりたいと思います。中学校給食については、今後の検討課題ということで、対応していきたいと考えております。それから18ページの習熟度授業については、さきほど「わからない」ということが言えるということもひとつの指標だというお話がございましたので、そういういろいろな指標、捉え方で対応していきたいというふうに考えております。それから27ページの障害児の通所事業については、これはこども本部が所管をしている事業ですので、こども本部との連携も引き続き行っていきたいというふうに考えております。それから30ページの国際都市川崎ということですが、括りが「国際都市」ということで書いてありますが、この質問が「国際都市としての人材育成について」という質問だったので、回答としてはこういうお答えになっております。しかしながら先ほど言ったように、川崎も外国からいろいろなお客様が来たり、研究者の方が来るということでもありますので、先ほどおっしゃられたことについても今後取り組んでまいりたいと考えております。以上

でございます。

【高橋委員】

あと、これは追ってでもいいので説明をいただきたいというのが、ちょっと細かい部分もあるので、お伝えしておきたいと思いますがよろしいですか。まず特別支援教育に関しまして、これは4件あるのですが、7ページ、通学スクールバスに関しまして、医療的ケアが必要である方たちへの回答にフォーカスが当たっているんですけども、通学スクールバスに関しましては、医療的ケアが比較的そこまで必要でない方たちもご利用されている中の課題というのがあると私は認識しているので、ここは追って細かい話をご説明いただきたいと思います。保護者支援策というところも触れられておりますので。次に、13ページ、特別支援教育を推進する教員の専門性向上について、というところの回答などを踏まえて、ここも今中学校を回っている中では、特別支援教育センター機能として教育委員会がいろいろ準備している資源、センター機能というの、特別支援学校本校を中心としたセンター機能という資源が、なかなか歴史的な教育の部分を負ったノウハウも持っているという期待から、センター機能というところを利用してということや中学校や小学校に言っていると思うんですけど、なかなか時間的な課題などからもあって、このセンター機能も座学的な研修だけでは利用されていないという現実があるのかなというのもあるので、ここを現実としてはどう捉えているのかというご説明をいただければと思います。特別支援担当のところから回答をいただければと思います。次に3つ目、子どもたちの障害の重度化、多様化への対応強化策に関しまして、そういうご質問だったのかもしれませんが、回答がハード環境整備の回答に特化しているのかなというふうに見えるので、ここはハード環境の整備以外の課題というのが実際あるというふうには私は認識していますので、そこも説明を後でかまいませんのでいただきたいと思います。特別支援4つ目、最後です。高等特別支援学校の整備検討についての回答があるんですけども、就労に向けた、というようなことがメインで回答がされています。これは今まで26年3月の特別支援推進のいろいろ皆さまから意見をいただいた方針以降に、未来教育プランでのやり取りをしてきている中身があまり網羅されていないように私は答弁書に関しては見えてしまったので、ここはもう一回、高等特別支援学校の整備検討に関してご説明をいただきたいと思います。特別支援は以上です。あと2点、ボランティアの取組推進について22ページにございますが、ボランティアはいろいろなボランティアにすごく学校を支えていただいているという前提で、非常に今後難しくなってくるのは答弁の中の児童生徒の個別のサポートというところに回答されているんですけども、個別のサポートというのは、非常に実は個人情報の問題とかあって難しいんじゃないかなと私自身は思っているんですね。現在このへんはどういうふうに取り組まれているかというのをご説明を追っていただきたいと思います。最後に、市立高校定時制における入学時納付金について、25ページ、28ページあたりで捉えてあるのに付随して、質問②とかあるのですが、寺子屋事業も含めて28ページにご

ざいます。この後に多分学習支援のテーマに触れられているのですが、今学習支援というテーマにおいては、いろいろな地域の方ですとかに支えられて非常にいい形で進んでいるということを前提に、健康福祉局の生活保護自立支援室においては、中学校の3年生に学習支援をやられているというふうに認識していますし、そのあたりの連携というのはどのように教育委員会として現在やられているのか、やってなかったとしたら今後というのでも結構なんですけれども、どちらも追ってご説明いただければと思います。ちょっと細かいので、追って結構ですので、すみません。

【総務部長】

特別支援の関係については、基本的には今、特別支援教育推進計画をパブリックコメント中ですけれども、策定の作業を進めている中で、例えば先ほど言ったスクールバス等の課題であるとか、あるいは教員の専門性についても、今度新しく位置付けをいたしまして、特別支援学校の先生だけでなく全ての教員も専門的な知識を習得するということのようなことを、項目としてきちんと位置付けをして、さらに取組を進めていくというふうにしておりますので、そのへんのことをベースに、またこれはご説明をさせていただければと思っております。

【高橋委員】

よろしく申し上げます。

【総務部長】

また、ボランティアの件ですけれども、ボランティアについても個々のお子さん等の状況については、それぞれのボランティアの、例えば学校支援センター等の連絡会議等がございまして、そこに教育委員会も加わっていく中で、必要に応じて情報共有をしっかりと取らせていただくというような、個人的な情報の管理ということは徹底しなければいけないところがございますけれども、そこを踏まえながら情報共有に取り組むということで、進めてまいりたいと考えております。それから、学習支援について、生活が困難な方を対象として健康福祉局で行っている事業は、学習支援居場所づくり事業で、特に高校進学を目指した中学生の学習支援をそこでは対象として行っておりまして、寺子屋事業はむしろ放課後の基本的な、基礎的な学習といえますか復習等を中心としたもので、きちんとした住み分けがされていますが、なお、また健康福祉局と教育委員会とが情報交換・共有しながら、これも進めていきたいと考えておりますので、詳細につきましてははまた別途ご説明させていただきます。

【高橋委員】

ぜひよろしく申し上げます。以上です。

【峪委員長】

そのほかはどうですか。ないようですので、承認でよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【峪委員長】

それでは承認といたします。

報告事項 No. 3 市議会請願・陳情調査状況について

【峪委員長】

総務部長 お願いいたします。

【総務部長】

それでは、報告事項 No. 3 「市議会請願・陳情審査状況について」 ご報告申し上げます。お手元の資料「平成 26 年度市議会総務委員会に付託された請願・陳情の審査状況」をご覧いただきたいと存じます。

今回は、前回ご報告をいたしました、平成 26 年 10 月 28 日開催の教育委員会定例会以降に審査及び提出されました、請願、陳情につきましてご報告申し上げます。

3 ページをお開きください。中段、請願第 91 号「地域小・中学校における医療的ケアの時間を、レスパイトの視点からも拡充の検討を願う請願」、陳情第 183 号「川崎市立向丘中学校のグラウンド改善に関する陳情」及び、陳情第 186 号「慰安婦問題に関して正しい歴史教育を行うことを求める陳情」についてでございます。

請願第 91 号につきましては、去る 10 月 29 日の総務委員会において審査が行われました。総務委員会におきましては、医療的ケアが医師や医師の指示を受けた看護師や保護者、本人にしかできないことの説明をした後に、小中学校における医療的ケア支援事業の概要と利用者の状況、支援事業関係者へのアンケート結果について、

次に、特別支援学校における医療的ケアの実施状況、本市の就学相談及び就学先の決定に至る経過、本請願に関わる児童の状態や医療的ケアの実施状況、就学相談から就学先の決定に至る経過について、

最後に、小中学校における医療的ケアについては、開始から 3 年目に入ったところであり、子どもの生命に係わる事業であるため、まずは現状の実施体制について安全性の十分な検証作業が必要だと考えていること及び、保護者の負担軽減については、当面、現行の範囲内

での柔軟な対応の可能性について、訪問看護ステーションとの協議や実施要項の検討をしてまいりたいと考えていることと、それぞれ説明をいたしました。

委員からは、医療的ケア支援事業が保護者のレスパイトとなっているのか、宿泊行事の対応について、特別支援学校スクールバスの乗車についてなどの質問があり、

保護者のレスパイトに関しては、経管栄養や導尿や定時の痰の吸引の子どもにとっては、1回90分の対応で保護者が1日休息できるようになっているケースもありますが、痰の吸引が頻繁で常時付き添いを必要としている子どもの保護者にとっては、十分なレスパイトとは言いがたい状況であること、宿泊行事については、医師からの指示書、保護者の同意書が得られた場合は学校からの申請により看護師を配置していること、特別支援学校のスクールバスは医療的ケアが常時必要なお子さんについては、安全面の問題から乗車できず、保護者に送迎をお願いしていることと答弁をいたしました。

取扱についてでございますが、前向きな検討をしっかりと見ていく、今後の教育委員会の取組を見守りたい等により、継続審査となったところでございます。

続きまして、陳情第183号につきましては、去る11月14日の総務委員会において審査が行われました。

総務委員会におきましては、まず、向丘中学校の概要について、次に、市立学校の標準的なグラウンドの仕様について、次に、近隣からの要望により実施した近年の防砂対策の状況及び近隣住居との位置関係等について、最後に教育委員会として、今後、現状に即した効果的な措置を講ずるため、運動場の使用による砂塵の発生状況や学校の対応等について改めて実態を把握し、必要な対応策を検討の上、今後適切に対応してまいりたいと説明をいたしました。

委員からは、これ以上の防砂対策の可能性について、グラウンドの仕様変更について、近隣からの苦情の状況について、グラウンドからの雨水流出について、スプリンクラーの効果について、砂塵による健康被害について等の質問があり、防砂対策の可能性については、植栽の少ないところに植栽を増やす、若しくは防砂ネットを増設する対策が検討されること、グラウンドの仕様については、予算の状況を含めて、適切な対応を図ってまいりたいと考えていること、近隣からの苦情については、長く在籍している教員からは、以前は苦情が多かったが、直近の防砂ネット設置後は苦情がなくなっていること、グラウンドからの雨水流出については、グラウンドによる雨水貯留ができる構造となっているため、限度があるものの一定量までの貯留機能があること、スプリンクラーについては、グラウンドをカバーするように設置されていること、国からは健康被害についての注意喚起等の発文がないことと、それぞれ答弁をいたしました。

取扱につきましては、教育委員会で効果的な利用に向けて実態調査を行うことや、要望に順次対応していくとの説明があったことなどから、継続審査となったところでございます。

続きまして、陳情第186号「慰安婦問題に関して正しい歴史教育を行うことを求める陳情」についてでございます。この陳情の趣旨は、川崎市が所管する学校において、慰安婦問題

に関して正しい歴史教育の実施を求めるもので、12月5日に総務委員会に付託され、1月21日の総務委員会において審査が行われました。

総務委員会におきましては、まず、各学校の教育課程は文部科学大臣が公示する学習指導要領によるものとされており、本市公立中・高等学校の日本史教育においては、その学習指導要領に基き、平和で民主的な国家・社会の形成を目指す生徒を育成する教育を行っていること、次に、使用している教科用図書について、中学校においては従軍慰安婦の記載がないこと、高等学校においては、記載内容や記載量に差はあるものの、「軍による強制連行」に関わる記述はないこと等を説明いたしました。

委員からは、教科書訂正事例について、副読本の選定基準について、副読本の記載内容や使用頻度について、授業での取扱時間数について、新聞報道内容の訂正があったことの授業での取扱について、公民の教科書の記載について、高等学校の教科書採択の流れについて、教育現場の政治的中立性について等の質問があり、教科書訂正事例については、高等学校の公民において1社から文部科学省へ訂正申請があり、受理されたとの報道があったこと、副教材の選定は学校によるが、各校には学習指導要領の趣旨に沿っている内容であること、子どもたちの発達段階にあっていること、政治・宗教に対して公教育として適性であることを説明し、また、副読本の記載や使用頻度については、副教材の使用は学校の裁量によるものであり、質問についての資料は本日、用意していないこと、授業時間については、日本史は必修化されておらず、学校によっても異なるが、多くの時間はとれていないこと、社会的事象については新聞記事を取り扱う場合があること、高校の教科用図書採択に関しては、各学校から選定候補としてあがったものを教育委員会において、その責任と権限において公正かつ適正に採択をしていること、教育現場の政治的中立性については、教員の裁量は一定程度認められるべきであり、そこに創意工夫された教育活動が生まれると考えており、また、教員それぞれには思想信条もあるが、教育指導にあたっては、学習指導要領等の基準を外してはならないという事を肝に銘じて教育活動を行うべきであるものと答弁をいたしました。

取扱につきましては、今後の国の動向を踏まえ継続審査とする意見や、陳情の名称と陳情内容との乖離、教科書記載に誤りが無いことなどから不採択とする意見などがありました。副読本記載内容の確認などを行うため、正副委員長預かりによる継続審査となりました。

説明は、以上でございます。

【峪委員長】

はい、ありがとうございました。ご質問等がありますか。

【高橋委員】

1点だけいいですか、請願第91号に関しまして継続審議になっておりますけれども、本

当に医療的ケアの対応ということが、全体の中ではもしかしたら件数だけ見ると少ないかもしれませんが、非常に大事な問題でありますので、委員会の中でも事務局の中でも共通の現状把握というところをしっかりとさせていただいて、発展的な審議継続をぜひお願いしたいと思います。

【峪委員長】

以上でよろしいですか。それでは、承認ということによろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【峪委員長】

それでは承認といたします。

8 議事事項 I

議案第63号 通学区域の一部変更について（高津区）

【峪委員長】

企画課担当課長 お願いいたします。

【企画課担当課長】

議案第63号「通学区域の一部変更について（高津区）」について、御説明いたします。

はじめに、1の「変更の内容」でございますが、「高津区末長3丁目4番8号から11号まで」及び「末長4丁目8番52号」の2箇所について、それぞれ、表の通りに指定校を変更するものでございます。なお、対象地区には、全体で、3つの世帯と2つの事業所が存在しておりますが、対象地区には、現在、関係校へ通学している児童・生徒や、未就学年齢の居住者はいないことを確認しております。

変更対象地区の詳細につきまして、2ページ目の「対象地区周辺図」を御覧ください。

通学区域について、お示ししてございます。上の図が変更前の学区でございまして、緑色に塗られた部分が、今回、変更の対象となる、3つの世帯と2つの事業所でございます。

青い線が、末長小学校区と坂戸小学校区との境界線を、赤い線が、橘中学校区と東高津中学校区との境界線を示しておりますが、地図のとおり、小・中学校区とも、通学区域の一部が、南武線の線路をまたがって、南北に入り組んで設定されている箇所がございます。

下の図が変更後の案でございます。小学校区・中学校区とも、通学区域を一部変更し、南武線を境とする、分かりやすい境界線にしたいと考えております。

1 ページ目にお戻りください。

2の「変更の理由」でございますが、対象地区とその周辺一帯は、昨年10月20日に住居表示がされるまで、学区の境界部分の住所の地番が連続した形で並んでおらず、南武線をまたぐ地番などが存在しており、通学区域もこれに合わせておりましたが、今回、住所表示が実施されたのを契機に、住民にとって分かりやすい境界となるよう、通学区域の一部を変更するものでございます。

なお、現在、対象地区には、児童・生徒や、未就学年齢の居住者は存在しておらず、また、当変更案につきまして、関係する学校・町内会や、変更対象地区にお住まいの方々に事前に説明を行ってまいりましたが、特に御意見はございませんでした。

最後に、3の「施行日」でございますが、平成27年4月1日から施行したいと考えております。

説明は以上でございます。

【峪委員長】

ご質問等がございますか。それでは、原案のとおり可決してよいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【峪委員長】

それでは原案のとおり可決いたします。

【濱谷委員】

安全になってよかったですね、踏切を渡らなくていいわけで。

議案第64号 川崎市立学校の課程、学科及び部の設置に関する規則の一部を改正する規則の制定について

【峪委員長】

庶務課担当課長、指導課担当課長 お願いいたします。

【庶務課担当課長】

それでは、議案第64号「川崎市立学校の課程、学科及び部の設置に関する規則の一部を改正する規則」の制定について、ご説明申し上げます。

はじめに、2ページをご覧ください。制定理由でございますが、「中央支援学校の小学部及

び中学部に新たな障害種別を設けるため、この規則を制定するもの」でございます。

主な改正内容を新旧対照表でご説明いたしますので、3 ページをご覧ください。

「川崎市立学校の課程、学科及び部の設置に関する規則」の新旧対照表でございます。

この規則は、川崎市の学校の課程、学科及び部の設置に関し、必要な事項を定めるために制定されたものでございます。

別表第2では、特別支援学校の障害種別及び部、学科等について定めておりました、この度、中央支援学校の、小・中学部で対象とする障害種別として、新たに「病弱」を加えるものでございます。あわせて、対象とする障害種別ごとに学部を整理しております。

恐れ入りますが、1 ページにお戻りください。附則でございますが、「この規則は、平成27年4月1日から施行する」と施行期日を定めるものでございます。

引き続き、この度の改正につきまして、指導課担当課長よりご説明申し上げます。

【指導課担当課長】

それでは、中央支援学校の、小・中学部において対象とする障害種別として新たに「病弱」を加えることについて、ご説明申し上げます。

A3 版の資料1の「児童・思春期精神科の拠点病院に入院している児童生徒の学習支援について」をご覧ください。

はじめに、資料の左上の「1 現状と課題」をご覧ください。厚生労働省の児童・思春期精神科入院医療管理料の認可を受けた宮前区内にある病院には、20名～30名の小・中学生が入院し専門的な治療を受けております。以降この病院を拠点病院と表現させていただきます。次に、表1の入院中の小・中学生の人数の推移をご覧ください。入院は、3カ月から1年程度で、月により入院児童生徒数は、変動しておりますが、小学生は5名～12名、中学生は、14名～22名となっております。入院治療が長期に及ぶため、本人、保護者から、入院期間中の学習支援が強く求められております。

次に、「2 検討経過」をご覧ください。拠点病院として先行している東京都と大阪府の病院においては、学習支援を受ける児童生徒は、近隣の特別支援学校の「病弱教育部門」に在籍を移し、訪問指導を受けております。拠点病院に入院している児童生徒は、特別支援学校の病弱の基準を示す、学校教育法施行令第22条3の一の中で、「その他の疾患」に該当し、病弱教育部門の対象となっております。

次に、右上の「3 課題解決の方向性」をご覧ください。拠点病院入院児童生徒に対する学習支援の課題解決の方向性につきましては、高津区にございます中央支援学校の、小・中学部の対象とする障害種別に「病弱」を加え、病弱教育部門とし、病院へ訪問指導を行うという手法を考えております。そのため、「川崎立学校の課程、学科及び部の設置に関する規則の一部を改正する規則」を制定するものでございます。

中央支援学校から拠点病院への訪問による指導のイメージをご覧ください。訪問による指導とは、中央支援学校に病弱教育部門を新設し、移籍した入院児童生徒に対して、中央支

援学校の病弱教育部門の教員が、週 3 日程度、病院に訪問して指導をおこなうことでございます。また、教室や学習机やいす等の教育環境の整備につきましては、病院を中心に準備をお願いしているところでございます。

最後に、「4 スケジュール」をご覧ください。平成 25 年度に拠点病院から学習支援の要請を受け、県教育委員会と協議を重ねてまいりました。平成 26 年度に県教育委員会との間で、中央支援学校による訪問指導を行うということで合意が形成されたため、中央支援学校や病院との協議を重ね、中央支援学校において訪問部準備担当者を指名し、既設校の視察や入院児童生徒の状況を基に、本年 4 月の訪問指導の開始に向け、教育課程の検討を進めているところでございます。訪問指導の開始以降も、病院と中央支援学校のスムーズな連携を図るため、関係者による連携会議を実施してまいりたいと考えております。

以上でご説明を終わらせていただきます。

【峪委員長】

ご質問等はございますか。

【高橋委員】

必要だろうという前提なんですけど、今中央支援学校って結構キャパシティのところではもう満杯だと私は思っていて、訪問は新設なので、そういった課題というのはまず 1 点、これは必要だっていう前提で言っているんですけど、同時にあるんじゃないかなと。ここをどう捉えているのかということと、3 ヶ月から 1 年経った後に、在籍校に復学された後のフォローというのは、ずっと中央支援学校が訪問指導した後、個別指導計画に基づいて在籍校にという、このあたりはどういうふうに今の時点では考えているんですかね。もう、27 年 4 月という話なので。この 2 点を教えてもらっていいですか。

【指導課担当課長】

まず 1 点目ですが、ここは病院の中で指導を行いますので、中央支援学校の教員が病院に出向いて行って指導を行うこととなりますので、中央支援学校のキャパシティにはあまり影響がないかなというふうに考えています。

【高橋委員】

先生は？先生も増えずにですか。

【指導課担当課長】

教員はこのために配置されますので、教員は若干増えますが、1 週間に主にこちらで勤務して指導するということになっております。2 点目なんですけど、もとの在籍校との連携は非常に大事で、指導を開始するにあたっては在籍校からの学習状況を聞き取って指導します

し、指導の中でも在籍校に帰るということを前提に指導をしていきますので、きちっと引継ぎをして、在籍校に戻った後は在籍校での指導が中心となるというふうに考えております。主に通常級のお子さんですので、教育課程が特別支援学校の教育課程と異なり、通常級の教育課程になりますので、引継ぎを十分した後は在籍校の指導が中心となります。

【高橋委員】

ここの個別の指導計画というのは、通常の子の教育課程で、中央支援学校在籍だけどそういう課程でやって、引継ぎということですか。

【指導課担当課長】

入院して中央支援学校在籍している期間は、特別支援学校の教育課程になります。特別支援学校の教育課程というのは、通常の教育課程に準ずる教育課程ですので、通常の教育課程をやることもできるんです。

【高橋委員】

わかりました。ありがとうございます。

【峪委員長】

それでは、原案のとおり可決してよいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【峪委員長】

それでは原案のとおり可決いたします。

【峪委員長】

傍聴人の方に申し上げます。

会議開催当初にお諮りして決定したとおり、これからは、非公開の案件となりますので、川崎市教育委員会傍聴人規則第6条の規定に基づきまして、傍聴人の方はご退席くださるようお願いいたします。

<以下、非公開>

9 報告事項Ⅱ

報告事項 No. 4 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の専決事項の報告について

庶務課担当課長、庶務課長が説明した。

報告事項 No. 4 は承認された。

報告事項 No. 5 地方自治法第 180 条の規定による市長の専決処分の報告について

【峪委員長】

教育環境整備推進室担当課長 お願いいたします。

【教育環境整備推進室担当課長】

それでは、報告事項 No. 5 「地方自治法第 180 条の規定による市長の専決処分の報告について」御説明申し上げます。

本件は、平成 25 年第 3 回市議会定例会において議決をいただきました「上丸子小学校改築工事」及び「子母口小学校・東橋中学校改築電気その他設備工事」、「子母口小学校・東橋中学校改築空気調和その他設備工事」の変更契約でございます。

はじめに、1 ページを御覧ください。工事名でございますが、「上丸子小学校改築工事」で、契約の相手方は、ハヤカワ・大藤・沼田・千代田共同企業体でございます。変更事項といたしましては、契約金額の変更でございます。変更前契約金額は 18 億 1,566 万 120 円で、変更後契約金額が 19 億 3,200 万 8,520 円で、1 億 1,634 万 8,400 円の増額でございます。専決処分年月日は、平成 27 年 1 月 20 日でございます。変更契約の理由につきましては、賃金又は物価の変動に基づき、川崎市工事請負契約約款第 2 6 条第 6 項から第 8 項の規定により、工事請負金額の増額変更を行うものでございます。

次に、2 ページを御覧ください。工事名でございますが、「子母口小学校・東橋中学校改築電気その他設備工事」で、契約の相手方は、丸井・光陽共同企業体でございます。変更事項といたしましては、契約金額及び完成期限の変更でございます。変更前契約金額は 6 億 1,446 万 7,440 円、変更後契約金額が 6 億 4,304 万 8,560 円で、2,858 万 1,120 円の増額でございます。完成期限につきましては、平成 27 年 3 月 16 日を、平成 27 年 7 月 31 日に延長するものでございます。専決処分年月日につきましては、平成 27 年 1 月 21 日でございます。変更契約の理由につきましては、幹線設備の施工変更及び、関連工事でありこの後ご審議いただきます議案第 6 5 号「子母口小学校・東橋中学校改築工事請負契約の変更について」に伴い、工期の延長及びこれに伴う経費の増額を併せて行うものでございます。

次に、3 ページを御覧ください。工事名でございますが、「子母口小学校・東橋中学校改築

空気調和その他設備工事」で、契約の相手方は、エルゴテック・大同産業共同企業体でございます。変更事項といたしましては、契約金額及び完成期限の変更でございます。変更前契約金額は6億7,713万5,160円、変更後契約金額が6億8,729万9,040円で、1,016万3,880円の増額でございます。完成期限につきましては、平成27年3月16日を、平成27年7月31日に延長するものでございます。専決処分年月日につきましては、平成27年1月21日でございます。変更契約の理由につきましては、川崎市工事請負契約約款第26条第6項から第8項の規定により、工事請負金額の増額変更を行うとともに、関連工事であります議案第65号の変更に伴う工期の延長及びこれに伴う経費の増額変更を併せて行うものでございます。

なお、本3件の契約変更につきましては、変更金額が契約金額の1割以下かつ6億円未満であることから、地方自治法第180条第1項の規定によりまして市長の専決処分としたものでございます。

最後に、本件に関する工事の契約変更については、平成26年1月に、「平成25年度公共工事労務単価に係る特例措置」により、増額変更を行った際に一度、契約変更を行っておりまして、今回2回目の契約変更となります。

なお、参考として川崎市工事請負契約約款の抜粋をお配りしておりますので、ご参照ください。

説明は、以上でございます。

【峪委員長】

ご質問はありますか。それでは、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【峪委員長】

それでは承認いたします。

10 議事事項Ⅱ

議案第65号 子母口小学校・東橘中学校改築工事請負契約の変更について

【峪委員長】

教育環境整備推進室担当課長 お願いいたします。

【教育環境整備推進室担当課長】

それでは、議案第65号「子母口小学校・東橋中学校改築工事請負契約の変更」につきましてご説明させていただきます。

本議案につきましては、平成27年第1回市議会定例会に議案として上程し、総務委員会において議案審査を受ける予定でございます。

本件は平成25年第3回市議会定例会において議決をいただきました工事請負契約の変更でございます。契約金額「40億3,891万6,560円」を「43億8,980万4,240円」に変更するものでございます。3億5,088万7,680円の増額でございます。また、完成期限「平成27年3月16日」を「平成27年7月31日」に改めるものでございます。

1枚おめくりいただき、参考資料をご覧ください。

1につきましては、平成25年9月2日提出、平成25年10月3日に議決をいただきました当初契約の内容でございます。契約の相手方は、浅沼・大藤・三ノ輪・松浦共同企業体でございます。

1枚おめくりいただき、2につきましては、平成26年1月29日に専決処分を行い、平成26年2月18日に提出いたしました契約変更の内容でございます。「平成25年度公共工事労務単価に係る特例措置」により、契約金額の増額変更を行ったものでございます。

3につきましては、今回の契約変更を行う理由といたしまして、川崎市工事請負契約約款第26条第6項から第8項の規定により、増額の変更を行うものでございます。また、当初想定にない地中埋設物の撤去作業等により、工期の延長を行うとともに、これに伴う経費の増額変更を行うものです。

なお、2及び今回の変更金額総額が当初議決契約金額の1割を超えることから、議会の議決をお願いするものでございます。

参考として、川崎市工事請負契約約款の抜粋をお配りしております。

A4 横版の参考資料につきましては、改築工事の概要・平面図・立面図等でございますので、ご参照ください。

以上で「子母口小学校・東橋中学校改築工事請負契約の変更について」のご説明を終わらせていただきます。

【峪委員長】

それでは、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【峪委員長】

それでは原案のとおり可決いたします。

1 1 閉会宣言

【峪委員長】

本日の会議はこれもちまして終了いたします。